

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第1回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

第1編 会社法

第1章 会社法総論

3 株式会社の意義

けんちゃん用語チェック

社員とは、会社の出資者の事をいう。(従業員ではない)

直接責任とは、社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負う。

すなわち、会社債権者が社員に対して会社債務の履行を請求してきたら社員はその請求に応じなければならない。

間接責任とは、社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負わない。すなわち、会社債権者が社員に対して会社債務の履行を請求してきたら社員はその請求に応じる必要はない。しかし、会社に資金を提供しているため、会社債権者に対して会社を通じ間接に責任を負っている。

有限責任とは、社員の責任が一定額を限度としている。すなわち、社員は一定額を限度とする出資義務を負う以外に会社の債務につき責任を負わない。

無限責任とは、社員の責任が一定額を限度としていない。すなわち、社員は会社の債務につき無限に責任を負う。

5 資本金制度

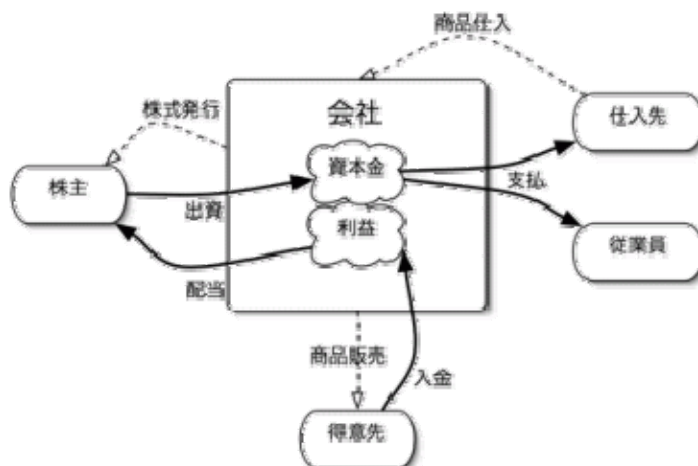
1. 必要性

資本金とは、会社が新しく株式を発行した際に、その株式と交換にもらった現金のことを言う。別の言い方をすれば、会社が事業を行うにあたって、株主から預かった元手のことを意味する。会社は、この元手を使って、商品を仕入れたり、事業に必要な機械や備品を購入したり、従業員の給料を払ったりする。

そして、仕入れた商品を販売したり、購入した機械で製品を製造・販売したり、給与をもらった従業員が働くことで、会社は利益を得る。

この利益をもとに再び事業に必要なお金を使ったり、株主に配当したりする。

このようなサイクルの一番最初の元手になるものが資本金です。



資本準備金とは、株式発行によって得た株主からの出資金のうち、資本金にしなかった残りの部分を言う。

株主からの出資金のうち、一部が資本金に、残りが資本準備金となるが、出資金のうち、いくらかを資本金にして、いくらかを資本準備金にするかは株式会社側で決めることができる。

しかし、資本準備金にできる金額の上限が会社法で決められており、出資金の2分の1を超えない額までとなっている。(出資金の半分以上を資本金に、残りを資本準備金。)

資本準備金は、会社法によって積み立てることが定められている。

さて資本金と資本準備金とはどういった違いがあるのか？

実際にはこの2つにはそれほど大きな違いはない。

資本金を多くするか資本準備金を多くするかは、ある程度株式会社の方でコントロールできるが、資本金が多いと会社としての規模が大きく見えて信用が得られるというメリットがある反面、資本金がある金額を超えると税金が高くなってしまいうというデメリットもある。あるいは、資本金よりも資本準備金の方が取り崩す時の手続きが簡単といったメリットがある。

第2章 株式

1 株式の意義

株式とは、細分化された 割合的単位の形をとる 株式会社の社員たる地位の事。

2 株式の本質

1. 株主の権利

(105条①) 株主の権利には、「剰余金の配当を受ける権利」「残余財産の分配を受ける権利」及び「議決権」がある。

前者2者は自益権と呼ばれ、後者は共益権と呼ばれ、株主は会社に対して、**自益権**と**共益権**という権利を持つ。

(105条②) 『剰余金の配当を受ける権利』及び『残余財産の分配を受ける権利』の**全部**を与えない旨の定めは無効

けんちゃんの用語チェック

自益権とは、会社から利益を受け取る権利

(剰余金の配当を受ける権利と残余財産の分配を受ける権利など)

共益権とは、経営に参加する権利

(株主総会における議決権など)

2. 株主の権利の行使

株主の権利には、**単独株主権**と**少数株主権**がある。

単独株主権とは、1株の株主でも行使できる権利

少数株主権とは、一定の割合・一定数以上の株主のみが行使できる権利

自益権は全て**単独株主権**

共益権は**単独株主権**と**少数株主権**とがある

3 株主平等の原則

3. 適用範囲と内容 5. 例外

株式平等の原則は、①各株式の内容が同一

②同一内容の株式は同一の取り扱いをする

①株主の承諾がある

②明文規定がある

例外 (種類株式)